

平成30年度中にいただいたふるさと納税を使って、令和元年度中に行った事業の一部を紹介！

世界農業遺産の資源を 保全するための事業 → 590万円

- ▶普及啓発パンフレットの作成
- ▶世界農業遺産の保全を分かりやすく書いた副読本の作成

未来を担う 人材育成のための事業 → 1億2,650万円

- ▶「有備館の森公園」の複合遊具を入れ替え
- ▶各基幹公民館の図書室などに図書を購入
- ▶子育て支援拠点施設 わいわいキッズ大崎の備品を購入
- ▶西古川児童遊園の複合遊具を入れ替え

安全・安心に暮らすための事業 → 1,280万円

- ▶災害時用備蓄品を購入
- ▶オニコウベデイサービスセンター温泉給湯管を修繕
- ▶ため池の転落防止用防護柵を設置

活力あふれる 大崎市をつくるための事業 → 4,520万円

- ▶ラジオ情報番組「DateFM オオサキユノラジ」作成
- ▶「加護坊さくらの湯」施設の空調設備を改修
- ▶「旧有備館および庭園」や大崎市の観光PRのための専用ウェブサイトの作成(令和2年4月公開予定)
- ▶「道の駅三本木やまなみ」の設備を更新
- ▶「松山御本丸公園」遊歩道の防護柵を設置

※ふるさと納税を活用した事業を抜粋しています。



高校生のアイデアから 返礼品が生まれました！

平成30年12月23日に行われた「高校生タウンミーティング」(市内の高等学校に通う生徒が、大崎市の未来についてテーマを決めて話し合うイベント)で、市内の高校生から出された「稲刈り体験+お米のプレゼントをふるさと納税の返礼品にして、もっと大崎の米をPRしたい」とのアイデアを、大崎市・みやぎ大崎観光公社・JA古川の三者協力により実現しました。

※ふるさと納税は、大崎市民でも大崎市に寄附することができますが、返礼品は送付していません。



「旧有備館および庭園」専用ウェブサイトの公開イメージ
(令和2年4月公開予定)



▲わいわいキッズ大崎の備品

◀世界農業遺産 副読本の表紙。市内の小学校に配布予定です。



大崎市の 返 礼 品

「田んぼのオーナー制度」ははじめました

ふるさと納税の返礼品として、新ブランド米『ささ結』を生産する田んぼのオーナーになっていただく「田んぼのオーナー制度」をはじめました。

オーナーは、5月から10月までの半年間、田んぼの生育状況などをチェックでき、10月から翌4月までに計4回、その田んぼで収穫した『ささ結』が受け取り、生きもの調査にも参加することができます。



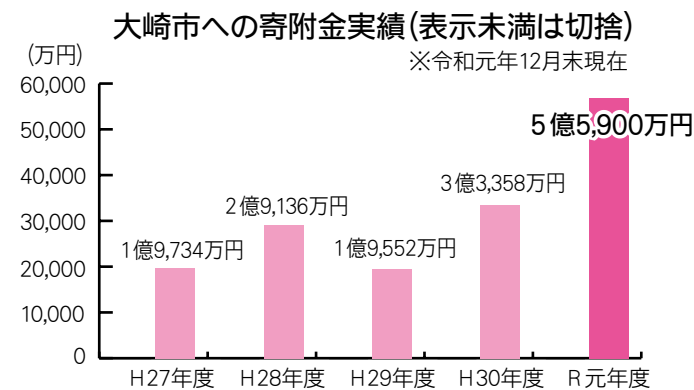
全国の皆さんからいただいた「ふるさと納税」は、皆さんが日常で使う公共施設や、サービスで活用しています。そもそも、ふるさと納税とはどんなものか、また、詳しい使い道、大崎市ならではの返礼品を紹介します。

◎政策課行政改革担当 ☎23-2129

ふるさと納税 の使い道

全国から応援いただいています！

全国から約5億5,900万円の寄附！



ふるさと納税制度とは
ふるさと納税制度は、「ふるさとに貢献したい」「自分と関わり深い地域を応援したい」といった気持ちをカタチにする仕組みで、個人や企業が自治体に寄附できる制度です。
寄附先は出身地に限らず、総務大臣の指定を受けた全国の都道府県、市区町村から自由に選択することができます。

市では、「世界農業遺産の資源を保全するための事業」や、「未来を担う人材育成のための事業」など、使い道として5つのメニューを設けています。
令和元年度(平成31年4月1日から令和元年12月末)は、全国から約3万4,000件、総額で5億5,900万円を超える多額の寄附をいただきました。
また、そのうちの約7,400件、約1億1,700万円は、令和元年台風第19号被害からの復旧・復興のための支援として寄附いただきました。
全国の皆さんからいただいたふるさと納税は、指定された使い道に沿って有効活用しています。

大崎市の現状
品の寄附とは違い、寄附をした人、寄附を受けた自治体、互いに多くのメリットがあることも注目されています。
また、寄附金の使い道を、寄附をした人が自ら選択できるため、応援したいプロジェクトなどを特定しやすく、自治体の活用状況が見えやすいのも特徴です。

寄附者

- ▶ 所得税の還付や、住民税の控除が受けられる！(税金が減額される！)
- ▶ 寄附金の使い道を選択できる！
- ▶ 寄附のお礼として、寄附した自治体の特産品(返礼品)を受け取ることができる！

自治体

- ▶ 寄附金をさまざまな事業に活用できる！(財源確保)
- ▶ 大崎市や特産品を市外にPRできる！
- ▶ 返礼品の贈呈により、地元経済の活性化につながる！